平成２９年（フ）第３９２号
東京都江東区大島１丁目１－11－502
債務者　宮川ちつる
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４０９号
東京都江東区枝川１丁目４－12－113
債務者　青野あや子
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２５号
東京都目黒区駒場１丁目20－２　井野村方
債務者　生田目典子
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２８号
東京都杉並区久我山４丁目37－15　高橋方
債務者　山田　幸恵
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４３３号
東京都足立区西綾瀬３丁目18－17　ホワイトハウス西綾瀬Ｂ203
債務者　田口　孝子
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４３４号
東京都文京区本駒込５丁目21－５－602
債務者　善財麻衣子（旧姓深田）
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４３５号
東京都中野区中央２丁目49－６－102
債務者　亀山　　史
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４３６号
東京都板橋区富士見町33－11－320
債務者　荒木　利奈
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４３９号
東京都江東区亀戸５丁目33－８－301
債務者　宮島　伸雄
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４２号
東京都杉並区下高井戸１丁目10－10－306
債務者　早出　和治
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４９号
東京都大田区西蒲田４丁目２－５－202
債務者　山内　延浩
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５０号
東京都江東区住吉１丁目19－１－807
債務者　小澤　一樹
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５５号
東京都新宿区西落合１丁目14－17　ハイクレスト落合４Ａ
債務者　新本　年男
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５６号
埼玉県川口市幸町１丁目８－25－105
債務者　長谷川恵子（旧姓湯浅）
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５８号
東京都杉並区西荻南２丁目16－６－103
債務者　狐塚　蓉子
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４６１号
東京都江戸川区船堀６丁目３－５－203
債務者　隅田公一朗（旧姓西浦）
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部